

経営会議の内容

件 名	大和市介護保険条例の一部改正について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	令和３年 １月２６日（火）１６：５０ ～ １７：０５ 研修室
出 席 者	市長、副市長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、介護保険課長
提 出 理 由	第８期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行いたいため
会議経過	【主な意見等】 ・税制改正により令和３年度から給与所得控除及び公的年金控除の控除額が１０万円引き下げられることを受けて実施される大和市介護保険条例の改正の内容について詳細を教えてもらいたい。 （所管部）控除額の引き下げ分が所得の増額として反映された合計所得金額で介護保険料を決定した場合、一部の被保険者について、その際に適用される所得段階が上がり、収入が増えていないにもかかわらず、介護保険料が増えるといった事態が生じてしまう。このような被保険者の負担増を防ぐために国から対応を求められていることから、介護保険料の算定にあたっては、合計所得金額に給与所得又は公的年金等の所得が含まれる場合は、その合計所得金額から、あらかじめ１０万円を控除した額を適用することを大和市介護保険条例に規定するものである。これにより、被保険者は今回の税制改正による影響を受けないこととなる。
会議結果	案のとおり、進めていく。